

平成30年10月吉日

お客さま各位

高岡信用金庫

キャッシュカードによる振込の一部利用制限（対象年齢引き下げ）について
（振り込め詐欺被害防止対策）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、振り込め詐欺の被害、特に急増するキャッシュカードによる振り込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」等の被害を防止するため、平成29年3月21日（火）より70歳以上のお客さまを対象にキャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施させていただいています。

こうした中、振り込め詐欺等の被害者が60歳代で急増する傾向がみられるようになりました。

当金庫では、このような被害を防止するため、利用制限の対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げることといたしました。

何卒、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 利用制限の内容について

次のお客さまはキャッシュカードによる「振込み」ができなくなります（振込限度額を「0円」とさせていただきます）。

（1）対象となるお客さま（口座）

① 65歳以上で、かつ

過去3年以上キャッシュカードによる振込をされていない口座のお客さま

② 65歳以上で新規にキャッシュカードを発行される口座のお客さま

（2）利用制限開始日

平成30年11月20日（火）より

2. 利用制限の解除について

上記のお客さまがキャッシュカードによる「振込み」を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。その際、本人確認資料をご持参ください。本人確認の上、振込みを可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる「預入れ」や「引出し」は引続きご利用いただけます。

以 上